こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部改 正)

第1条 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和46年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第37条第2項第1号、第47条第2項各号及び第4項、第66条第2項 第1号から第3号までの規定並びに第76条第2項第1号及び第2号中「厚 生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第85条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第2号中「第24条の26第2項」の次に「に規定する内閣総理大臣」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第3号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第96条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第2号中「第24条の26第2項」の次に「に規定する内閣総理大臣」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第134条第2項第1号から第3号までの規定、第153条第2項第1号 及び第163条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正)

第2条 川崎市身体障害者福祉会館条例(昭和57年川崎市条例第15号)の 一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第3条 川崎市障害者就労支援施設条例(昭和36年川崎市条例第13号)の 一部を次のように改正する。

第9条第2項各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(川崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 川崎市子ども・子育て会議条例(平成25年川崎市条例第21号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」を「第72条第3項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、 関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。